

■**カタログの商品はお近くのカワサキ正規取扱店でお求め下さい。**

■**装着においては、車両の所有者、使用者自らの責任において  
車両の安全性を確認したうえで取扱説明書をよく読んで正しく装着して下さい。**

- メーカー取り寄せ商品や開封後の返品、装着後の返品等は受け付け致しかねますのでご了承下さい。
- 商品は撮影や印刷の関係上、実際の色、形と異なって見える場合があります。
- 表示は消費税抜価格です。取付け工賃等は含まれておりません。
- ブレーキ等の重要保安部分の分解及び交換作業は、必ずカワサキ正規取扱店、もしくは認証工場にて行って下さい。
- パーツの装着により車両本体に不具合が生じた場合は、車両本体のメーカーが定める保証及びサービス等が受けられなくなる場合があります。予めご了承下さい。又、パーツ本体に生じた不具合の保証については、パーツ製造メーカーの基準に準じます。車両本体と同等の保証は適用されませんのでご注意ください。
- 商品の取付けには加工（配線、穴あけ、切削等）を要する商品も含まれています。
- 商品の取合わせによっては加工が必要な場合や装着の出来ない場合もあります。又、取付けることにより、操縦感覚、車体のバランスや乗り心地が変化する場合があります。
- **商品の仕様、価格等は予告無く変更したり、販売終了となる場合がございますので予めご了承下さい。表示価格（税抜）は2016年3月1日現在のものです。**
- レース専用パーツはサーキット走行を行う為に開発されたパーツです。一般公道においての装着使用は違法となる場合がありますので使用なさらぬようお願い致します。
- お求めの際は上記項目を十分理解して頂きますようお願い致します。

■**カスタマイズに関するご注意**

規制緩和によりオートバイの構造変更範囲が広くなり、お客様の好みに合わせたカスタムを楽しむ事ができるようになりました。一方この規制緩和により、カスタマイズを行う場合はお客様の責任範囲も広がっておりますのでご注意ください。

- 下記はカスタマイズに関する道路運送車両法の抜粋です。又、2003年4月1日より道路運送車両法の一部が改正され、保安基準に適合しない改造を行った場合の罰則が下記内容に強化されています。
- 保安基準に適合しなくなるように改造を行う事を禁止し、整備命令が下された場合、指示に従わない場合は50万円以下の罰金が科せられます。また、この命令又は指示に従わない場合、車両の使用を停止することがあり、これに違反した場合には6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられます。
- 街頭検査等で不正改造車に対する整備命令が下された使用者は、発令後15日以内に適正な状態に整備した上で運輸支局の該当車両の提示をしなければなりません。15日以内に提示がなされない場合、一定期間（最大6ヶ月間）該当車両の使用禁止、及び車検証とナンバープレートが没収されます。
- 2016年4月1日より道路運送車両法施行規則等の一部改正に伴い、ナンバープレートについてカバー等で被覆すること、シール等を貼り付けること、汚れた状態とすること、回転させて表示すること、折り返すこと等が明確に禁止となります。詳しくは国土交通省ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/>）をご確認下さい。
- 車検証記載の車体寸法と重量の変化（諸元の変化）が一定範囲内であれば改造申請は不要です。  
部品を装着したり、改造した時の車検証記載事項の変化と最低地上高が下記範囲内であれば改造申請は不要です。  
長さ±30mm以内・幅±20mm以内・高さ±40mm以内・最低地上高90mm以上を確保・重量±50kg以内
- 本シングルシートカバーを取り付けた場合、乗車定員の変更手続き（構造変更申請）が必要になります。詳しくはカワサキ正規取扱店へご相談下さい。

■**排出ガス規制について**

平成10・11年排出ガス規制対象車は登録証の識別記号がBA・BB・BC・BDで始まる車両です。  
平成18・19年排出ガス規制対象車は登録証の識別記号がJBH・EBJ・JBK・EBLで始まる車両です。  
平成11・19年排出ガス規制対象車（自動二輪車）が社外マフラーを装着し、継続検査を受ける場合、排出ガス試験成績証明書が必要になります。  
平成28年排出ガス規制対象車は登録証の識別記号が2BJ・2BK・2BLで始まる車両です。  
外観が同一であっても製造年月日によって類別が違ふ場合があります。マフラーご購入の際はお手元の登録証をご確認の上お求め下さい。  
\*当カタログでは（財）日本車両検査協会が排出ガス検査を受け、JMCAマークを付けたマフラーに限り触媒対応としています。また、継続検査時において排出ガス検査時の成績証明書（マフラーに付属）は必ず必要になりますので紛失しないように保管して下さい。走行距離、車両の状態によっては近接排気音に変化がありますのでご注意ください。  
\*二輪自動車等の排出ガス試験に新たな試験（WMTC）モードが導入されました。国内モデルは「2012年10月1日」以降、型式認定を受けている車両が対象。  
並行輸入車は、通関日が「2013年9月1日」以降の車両が対象。詳しくはJMCAホームページ（[jmca.gr.jp](http://jmca.gr.jp/)）をご確認下さい。

●**小型二輪車、軽二輪車**

排出ガス識別記号		BA, BB				BC, BD				JBK			EBL		2BJ	2BK・2BL
成分	試験モード	平成10年 1998年		平成11年 1999年		平成18年*2 2006年			平成19年*2 2007年		平成28年 2016年					
		認証基準*1 4サイクル (g/km)	その他*1 2サイクル (g/km)	認証基準 4サイクル (g/km)	その他 2サイクル (g/km)	試験モード (冷機モード) (g/km)	認証基準 (g/km)	その他 (g/km)	認証基準 (g/km)	その他 (g/km)	—	—				
CO	二輪車モード (暖機モード)	13.0	8.00	—	—	13.0	8.00	20.0	14.4	2.0	—	2.0	2.7	1.14	1.14(1.58)	
HC		2.00	3.00	—	—	2.00	3.00	2.93	5.26	0.30	—	0.30	0.40	0.30	0.17(0.21)	
NOx		0.30	0.10	—	—	0.30	0.10	0.51	0.14	0.15	—	0.15	0.20	0.07	0.09(0.28)	
CO	アイドリング (%)	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	3.0	3.0	3.0	3.0	—	—	
HC	アイドリング (ppm)	2000	7800	2000	7800	2000	7800	2000	7800	1000	1000	1000	1000	—	—	
適応開始時期	新型車	H10.10.1				H11.10.1				H18.10.1			H19.10.1		H28.10.1	
	継続生産車	H11.9.1				H12.9.1				H19.9.1			H20.9.1		H29.9.1	
	輸入車	H12.4.1				H13.4.1										
備考		軽二輪車				小型二輪車				軽二輪車			小型二輪車		クラス1・原付二種   軽二輪車   自動二輪車	

(注) ※1: 規制年欄中、認証基準とは型式指定車、装置指定車及び型式認定車の、その他とはそれ以外の自動車（PHF、新型届出（装置指定車以外のもの）、試作、組立、平行輸入車）の基準値をいう。  
※2: 二輪自動車の2012年・2013年に導入された（WMTC）モードの規制値は、モードが異なったため数値は異なるが、2006年・2007年排出ガス規制値と等価。

■**騒音規制について**

道路運送車両の保安基準、一部改正等に伴い平成22年4月1日以降生産された車両及び通関した車両は、加速走行騒音性能規制の対象となり、公的試験機関発行の騒音防止性能確認標章を備えたマフラー以外への交換は違法となります。対象車両の確認方法は、カワサキ正規取扱店、もしくは、カワサキモーターズジャパンお客様相談室にお問合せ頂くか、JMCAホームページ（[jmca.gr.jp](http://jmca.gr.jp/)）にて詳細をご確認下さい。

騒音規制値表		騒音法基準値（移行期日）			
		平成10年規制以前	平成10年規制	平成13年規制	平成22年規制
原動機付 自転車	第一種原付車 (50ccまで)	近接 95dB(A)	近接 84dB(A) 新:H10.10.1 継:H11.9.1 輸:H12.4.1	近接 84dB(A)	近接 84dB(A) 加速 79dB(A) 新:H22.4.1 継:H22.4.1 輸:H22.4.1
	第二種原付車 (50ccを超えて 125ccまで)	近接 95dB(A)	近接 95dB(A)	近接 90dB(A) 新:H13.10.1 継:H14.9.1 輸:H14.9.1	近接 90dB(A) 加速 79dB(A) 新:H22.4.1 継:H22.4.1 輸:H22.4.1
二輪 自転車	軽二輪自動車 (125ccを超えて 250ccまで)	近接 99dB(A)	近接 94dB(A) 新:H10.10.1 継:H11.9.1 輸:H12.4.1	近接 94dB(A)	近接 94dB(A) 加速 82dB(A) 新:H22.4.1 継:H22.4.1 輸:H22.4.1
	小型二輪自動車 (250ccを超える)	近接 99dB(A)	近接 99dB(A)	近接 94dB(A) 新:H13.10.1 継:H15.9.1 輸:H15.9.1	近接 94dB(A) 加速 82dB(A) 新:H22.4.1 継:H22.4.1 輸:H22.4.1

近接:近接排気騒音 加速:加速走行騒音

新:国産新型車(国産新型車期日以後に型式認定を受けた新型車)  
継:国産継続車(国産新型車期日以前に型式認定を受け、国産継続車期日を超えて生産される継続生産車)  
輸:輸入車(輸入車期日以後に生産された輸入車)

※平成22年4月1日より前に生産された国産車は新制度の対象になりません。  
※平成22年4月1日より前に通関された並行輸入車は新制度の対象になりません。  
※平成22年4月1日以後に生産された全ての国産車および通関された並行輸入車のマフラー交換は認証マフラーしか出来ません。